

平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号、同第〇号、同第〇号
平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号

和解案提示理由書（補足）

平成30年2月23日

仲介委員長 吉 岡 桂 輔
仲介委員 小 島 延 夫
仲介委員 北 澤 尚 登

頭書事件については、和解の成立が困難な状況となっていることから、改めて審理経過及び和解案提示理由を説明し、最終的な意見を徴することとする。

1 本件の審理経過

- (1) 頭書事件は、浪江町の住民1万5313人（ただし、申立時点の人数）が申立人となり、本件事故により発生した精神的苦痛に対する慰謝料として、平成23年3月11日から除染が達成するまでの間、慰謝料月額10万円に加え、一律月額25万円の支払を求めて和解仲介手続を申し立てた事件である。

当パネルは、頭書事件のうち平成〇〇年（東）第〇号、同〇号、同〇号及び同〇号事件については平成26年3月20日に、平成〇〇年（東）第〇号及び同〇号については同年12月2日に、次の内容の和解案（以下、頭書事件を「本件」、提示した和解案を「本件和解案」という。）を提示した（詳細は、別添1〔平成26年3月20日付和解案提示理由書〕のとおりである。）。

和解案の内容

- ① 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料
ア 内容

申立人らの平成24年3月11日から平成26年2月末日までの間の精神的苦痛に対する賠償額として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額5万円を加算する。

イ 理由

本件手続における双方当事者の主張・立証活動の結果、申立人ら全員に共通して、避難生活の長期化により、今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難となっているという個別事情があることが確認され、かつ当該事情は中間指針等において考慮されていないと判断した。

② 高齢者の慰謝料増額

ア 内容

平成23年3月11日時点において年齢が75歳以上の申立人については、平成23年3月11日以降の日常生活阻害慰謝料として、中間指針が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。

平成23年3月12日以降、年齢が75歳に達した申立人については、誕生日の属する月以降に発生する日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。

イ 理由

本件手続における双方当事者の主張・立証活動の結果、申立人らのうち75歳以上の者については、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められることから、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛が特に大きいことは明らかであり、かつ当該事情は中間指針等において考慮されていないと判断した。

③ 共通一律の和解案提示の理由について（補足）

本件は、申立人の人数が約1万5000人にも及ぶ規模が大きいものではあるが、原子力事故が発生すれば、このように多数の被災者と原子力事業者である被申立人との間で紛争が発生することは当然に想定されていたことである。

こうした大規模紛争を迅速に解決すべく、当パネルは、本件においても、これまでの集団事件の解決方法と同様、特定の人物に発生している事情が他の申立人らにも発生していると推認することができる場合は、そのような申立人らに共通して発生している法的利益の侵害内容を類型化し、当該事情が他の申立人らに発生していることの個別の立証なしに当該事情を認定し、賠償を行うという方法を採用しているのであり、個別事情を考慮した判断をしていることを付言する。なお、このような被害者らに共通した法的利益の侵害内容を類型化し、その種類の限度内で一律の賠償を認める手法は、福島地方裁判所平成29年10月10日判決、報道による東京地方裁判所平成30年2月7日判決においても採用されている合理的な手法である。

また、被申立人は、本件和解案が中間指針等から乖離していると述べている（被申立人平成26年6月25日付回答書、被申立人ホームページ「原子力損害賠償紛争解決センターの和解案への当社対応について」等）。

しかし、当パネルが認定した「申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が『今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難』となっている事情（なお、当該事実の存在については被申立人も平成27年5月20日付回答書において認めている。）は、中間指針等で考慮されていない事情である。

そして、本件和解案は、中間指針等で考慮されていない事情を考慮したうえ提示したものであるから、中間指針等からの乖離はない（平成26年8月4日付「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」に基づく別添4・4頁等）。

本件和解案に対しては、申立人らからは平成26年5月26日に受諾の回答がされたが、被申立人からは平成26年6月25日付回答書により、本件和解案は中間指針等と乖離するとの理由で全部受諾を拒否し、申立人らのうち傷病を有していた75歳以上の高齢者について、本件事故発生時から平成24年3月末日まで1人月額2万円を増額するとの回答(以下、「高齢者に関する一部受諾」という。)がなされた。

一部受諾の理由については、「一般的に考えると、傷病を有していた高齢者は健常な方に比べて避難生活に適応することが困難であるなど、日常生活を阻害する何らかの個別事情があったことが伺われます。特に中間指針等では本件事故による突然の日常生活とその基盤の喪失等による混乱等から長期間の避難生活の基盤が形成されるまでの期間を『第1期』と位置付けているところ、当該期間においては、傷病を有していた高齢者の方々については、上記困難さは、当該期間の精神的損害を増額しうる個別事情と考えることができます。加えて、避難の実態に照らすと、本件事故後6カ月をもって、ただちに日常生活の混乱が収まったとまでは言い切れないこと等の事情を最大限斟酌し、第二次追補において避難区域等の見直しに係る将来の損害の考え方が示された平成24年3月まで個別事情に基づく増額をさせていただきます」と説明した。

かかる被申立人の回答を受けて、当パネルは、本件和解案の趣旨について、補足して再度説明した(詳細は、別添2〔平成26年8月25日付和解案提示理由書〕のとおりである。)

- (2) その後、平成27年5月までの審理経過は別添4(平成27年12月17日付和解案受諾勧告書)3頁～6頁「第2-2 本件の審理経過」のとおりであり、平成27年6月以降の審理経過については以下のとおりである。
- (3) 当パネルは平成27年6月以降も本件和解案を変更せず、平成27年6月以降の口頭審理期日及び別添4(平成27年12月17日付和解案受諾勧告書)において、被申立人に対し、本件和解案を全部受諾

するように求めた。特に別添3（平成27年1月23日付勧告）の別紙（本書面28頁）及び別添4の別紙当事者目録（本書面39頁）記載の特に早期賠償が必要と思われる高齢の申立人13名（以下「申立人13名」という。）については、これ以上解決を遅延することは許されないと考え、早期の受諾を求めた。

被申立人は、当パネルからの受諾の求めに対して、平成28年2月5日付回答書により、本件和解案のすべてを受諾することは困難であると回答するとともに、申立人ら「個々人の具体的なお事情について、追加のご説明（例えば、ご家族の別離について、その経緯及び期間等）や資料（例えば、要介護状態について、認定期間のわかる「介護保険被保険者証」等）のご提出を頂いた上で、それらに基づき、追加の賠償について検討させていただき、和解による解決が実現できるよう取り組んで参りたい」との意見を示した。

- (4) 当パネルは、申立人13名について、早急に和解を成立させるため、被申立人の示した意見を考慮することとし、被申立人に対しては、和解による解決に必要な事情・資料をより具体的に明らかにするように求めた。一方、申立人らに対しては、申立人13名について、被申立人が求める各自の個別の事情・資料及び浪江町特有の事情を明らかにするよう求めた（平成28年2月18日の口頭審理期日、平成28年3月11日付パネルからの連絡書）。

これを受けて、被申立人は、平成28年3月4日付準備書面（4）、平成28年3月17日付準備書面（5）により和解による解決に必要な事情・資料を回答したうえ、平成28年3月30日付準備書面（6）により、申立人13名のうち6名については一部増額が可能であると回答した（以下「有額回答」という。）。具体的に示された金額は、41万円、2万円、42万円、36万円、16万5000円、1万円（いずれも対象期間は平成23年3月から平成26年2月末日まで）である。

一方、申立人らは、平成28年3月22日付回答書（認定履歴証明書添付）及び平成28年5月20日付第8準備書面により、申立人1

3名の要支援・要介護の状況、障害者等級認定、来歴、事故前に従事していた仕事、和解対象期間中の住居と従前の生活環境の違い等を明らかにした。また、平成28年5月20日付第7準備書面により浪江町の特殊性について主張した。

- (5) 以上の本件和解案提示後に明らかにされた申立人らの個別具体的な事情を踏まえ、当パネルは、再度本件和解案の妥当性を検証し、申立人13名については本件和解案を変更する必要はないと判断するとともに、申立人13名について順次解決してゆく方針を示し（平成28年6月13日口頭審理期日）、申立人13名のうちの1名であるAについて、別添5（平成28年7月6日付連絡書）のとおり、改めて被申立人に対し、本件和解案を受諾するように求めた。また、既に本件和解案を受諾している申立人に対しては、Aについて先行して和解を成立させるよう求めた。

その結果、Aについて被申立人より受諾するとの回答がされ、また申立人からもAについて先行して和解を成立させることは可能であるとの回答がされ、平成29年2月14日に和解が成立した。

- (6) 当パネルは、Aについての和解成立後も、上記方針に従い残り12名について個別の事情を踏まえた手続を進めることとし、被申立人に対して、別添6（平成29年9月20日付連絡書）のとおり、12名のうちの1名であるBについて、本件和解案を受諾するように求めた。

これに対して、被申立人は、Bについては108万円（月額3万円×36ヶ月）の範囲でしか受諾できないと回答し（平成29年10月10日付被申立人上申書）、当パネルによる再考の余地の確認についても、その余地はないと回答した（平成29年11月8日口頭審理期日）。

そこで、当パネルは、申立人らに対して、Bについて、被申立人が認める108万円（月額3万円×36ヶ月）の範囲で和解を成立させる意思を確認したが、申立人らから本件和解案と異なる内容の和解を成立させる意思はないことが示された（平成29年11月8日口頭審理期日）。

- (7) 当パネルは、申立人らに対して、被申立人平成28年3月30日付準備書面(6)で示された高齢者6名の有額回答部分について、一部和解をする意思を確認したが、申立人らから本件和解案と異なる内容の和解を成立させる意思はないことが示された(平成29年10月30日付回答書、平成29年11月8日口頭審理期日)。
- (8) 当パネルは、被申立人が平成26年6月25日付回答書で行った高齢者に関する一部受諾に基づく和解の成立について仲介することを検討したが、被申立人より、現時点において同回答書で示した内容の一部和解を進める意思はないとの意見が示され(平成29年10月30日付被申立人上申書、平成29年9月8日口頭審理期日・平成29年11月8日口頭審理期日)、申立人らからも、本件和解案と異なる内容の和解を成立させる意思はないことが示された(平成29年11月8日口頭審理期日)。

2 本件における手続の現状

(1) 本件和解案について

上記のとおり、申立人らは当パネルが提示した本件和解案を受諾したが、被申立人は、これまでの当パネルによる説得に応じず、本件和解案のすべてを受諾することは困難としている。

また、当パネルは、次善の対応として、被申立人が平成28年2月5日付被申立人回答書において示した意見を考慮し、申立人13名について「個々人の具体的な事情」を申立人らにおいて明らかにさせたうえ、和解仲介を行った。その結果Aについては本件和解案による和解が成立したものの、被申立人は、Bについて月額3万円以上の増額の余地はないとしている。

(2) 被申立人平成26年6月25日付回答に基づく和解について

被申立人は、本件和解案に対して、被申立人平成26年6月25日付回答書により高齢者に関する一部受諾の回答をしていたが、現時点において同回答に基づく和解を成立させる意思はなく、申立人も、本件和解案以外の内容の和解をする意思はないとしている。

(3) 被申立人平成28年3月30日付有額回答に基づく和解について

被申立人は、本件和解案に対して、被申立人平成28年3月30日付準備書面(6)により、高齢者6名について有額回答をしていたが、申立人らは、本件和解案により和解を成立させる意思はあるが、本件和解案以外の内容の一部和解(被申立人が認める有額範囲での和解)を成立させる意思はないとしている。

(4) 和解による解決の見通しについて

以上からすると、本和解仲介手続の現状においては、本件和解案はもとより、その余の内容で和解成立に至る見込みも乏しいといわざるを得ない。したがって、本件和解仲介手続は「仲介委員が和解仲介手続の実施が困難であると認める」(業務規程34条1項4号)状態にあり、当事者の意向が変わらない限り、「申立てに係る紛争が解決される見込みがない」として手続を打ち切らざるを得ないことになる。

3 紛争解決の意思確認

(1) 本件和解案の内容及び理由並びに本件和解仲介手続の経過・現状は、上記のとおりであるが、被申立人が本件和解案について一部の範囲ではあるが受諾をすとの意思を表明したこと、申立人Aについて和解が成立していること、本件和解案提示後、平成29年2月28日までの間に、少なくとも666人もの申立人が紛争解決を図れないまま亡くなっていること、平成29年3月31日まで居住制限区域及び避難指示解除準備区域の設定は解除されず、帰還困難区域については未だ帰還の目途が立っていないこと、被申立人は自ら和解案尊重の意思を表明していること等を踏まえると、本件審理がこのまま打ち切りとなることは不本意なことと言わざるを得ない。

そこで、当パネルは長期にわたる本件審理の最後に、いま一度、被申立人に対して本件和解案の諾否について回答を求めるものである。

被申立人におかれては、平成30年3月26日までに、再度、本件和解案の諾否について検討し、その結果を回答されたい。

(2) 申立人においては、被申立人の有額回答部分について和解をする意向はないか、再度、平成30年3月26日までに、回答されたい。

以上

平成〇〇年（東）第〇号、〇号、〇号、〇号

申立人 X外11249名、Y外2808名、Z外733名、W外519名

被申立人 東京電力株式会社

和解案提示理由書

平成26年3月20日

仲介委員 吉岡 桂輔

同 小島 延夫

同 北澤 尚登

第1 はじめに

1 本件の概要

本件は、浪江町在住の町民1万5313人（ただし、申立時の人数）が、本件事故により発生した精神的苦痛に対する慰謝料として、平成23年3月11日から除染が達成するまでの間、中間指針等で定める慰謝料月額10万円ないし12万円に加え、一律月額25万円の支払いを求めて和解仲介手続を申し立てた事案である。

2 慰謝料額算定にあたり考慮した事情

このように申立人らは一律増額を主張しているので、本件においては、申立人ら全員に共通する事情を前提にして、本件事故後、申立人らに発生した精神的苦痛について、中間指針等に定められた月額10万円ないし12万円の賠償で、十分に慰謝されているか検討を行った。

また、申立人ら全員に共通する事情ではないが、認定が容易でありかつ認定をめぐる争いの生じる余地が極めて少ない年齢という事情は、本件手続内においても考慮し得るため、申立人らの年齢を勘案した上で、慰謝料額の算定を行った。

3 対象期間

本件和解の対象期間については、将来分を含めず、平成23年3月11日から平成26年2月末日までとした。

第2 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料について

1 基準

申立人らの平成24年3月11日から平成26年2月末日までの間の精神的苦痛に対する賠償額として、中間指針等で定める月額10万円ないし12万円に月額5万円を加算する。

2 理由

(1) 浪江町の概要

浪江町は、東部は海に面し、西部には阿武隈山系の山々が連なり、北部には請戸川、南部には高瀬川があるという自然豊かで変化に富む地形を有し、太平洋側特有の穏やかな気候に恵まれた町である

このような環境の下、浪江町は49の行政区を設け、町民たちはそれぞれの行政区で地域に根ざした相互扶助、交流を活発に行い、独自の文化、歴史を継承していた。

(2) 本件事故後の避難状況及び今後の見通し

しかし、本件事故が発生した際、本件事故に関する情報が錯綜したこともあり、申立人らは行政区毎のまとまった集団避難を行うことができず、避難先は分散し全国各地に及んだ。また、世帯全員で避難を行うことができなかった者も多く存在している（本件事故前の世帯数は約7700世帯であったにもかかわらず、本件事故後（平成25年3月14日時点の世帯数は約1万0700世帯となっている（甲○））。

その後、浪江町は、全域が警戒区域に指定され、申立人らを含む浪江町民全員は、広域に分散したまま避難の継続を余儀なくされた。本件事故後約2年が経過した平成25年4月1日には、町全域が帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に再編されたが、本件事故発生から3年経った現在でも避難指示解除の見込みは立っていない。

(3) 申立人ら全員に共通する事情（避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安・孤立感等）の増大）

このような現状の中、申立人らは、現在においても各避難先での避難生活の継続を余儀なくされ、その期間は既に3年を迎えており、本来暫定的・一時的であるはずの避難生活が長期化している上、帰還の目途も立っていない状況である。

かかる状況下では、申立人らは、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であり、自らの将来について不安を増幅させざるを得ない状態に置かれているものと認められる。例えば、進学・転学や就職・転職、結婚・出産、他地域への転居といった人生設計上の重要な選択においても、「今の（避難）生活がいつまで続くのか」、「帰還は（いつ）できるのか」を予測し難い現状では、決断を下すことが困難であり、その結果として、将来に対する希望や生きがいを見出せなかったり、生活設計が立てられず、不安定な現状の継続を強いられたりして、不安感や焦燥感、無力感を募らせている。

また、避難生活の長期化によって、近隣住民や親族等から（程度の差

はあれ、避難前と比較すれば) 切り離された、いわば孤立状態の継続がもたらされており、さらに、こうした状態の長期の継続によって、仮に避難指示が将来解除されたとしても、元の状態に復することがより困難になりつつあり、そうしたこと自体も申立人らの不安感を増大させているものと認められる。

(4) 申立人らの精神的苦痛に対する慰謝料と賠償額

申立人らが避難生活において抱える精神的苦痛は、以上のとおり、中間指針や総括基準が策定された時点よりも、軽減されるどころか、増加しており、より現実化、顕在化して深刻になっているものと認められる。そして、この精神的苦痛が増大する時期や程度は、申立人らの個々の事情により、多少の差はあると考えられるものの、遅くとも本件事故発生から1年が経過した平成24年3月以降は、相当程度増大したといえる。

以上を踏まえ、平成24年3月以降現在に至るまでの申立人らのこうした避難生活における精神的損害を、現時点において改めて検討すれば、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円では慰謝し尽くされていないというべきであり、その加算慰謝料として平成24年3月から、本和解案提示時において経過済みの平成26年2月まで少なくとも月額5万円を下るものではない。

第3 高齢者の慰謝料増額について

1 基準

- ① 平成23年3月11日時点において年齢が75歳以上の申立人については、平成23年3月11日以降の日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。
- ② 平成23年3月12日以降、年齢が75歳に達した申立人については、誕生日の属する月以降に発生する日常生活阻害慰謝料として、中間指針等が定める月額10万円ないし12万円に月額3万円を加算する。

2 理由

本件事故により、突如日常生活から切り離され、避難生活を送ることを余儀なくされ、各人が不自由な生活を送っていることは申立人ら全員に共通する事実であるが、その中でも、高齢者は相対的に環境変化への適応が困難であり、体力も年齢の経過と共に低下していくため、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいといえる。例えば、買い物をする、日常家事を行うという当たり前の行動も、見知らぬ土地、住み慣れない家で行わなければならない、特に高齢者には、事故前には存在しなかった大きな負担が発生している。

また、申立人らは、本件事故前は浪江町の地域社会の中で生活していた

ところ、当該地域社会においては、近隣住民との交流、日用品・食料品等の融通、相互扶助などの慣習が存在しており、申立人らは地域社会から様々な利益を享受していた。しかしながら、本件事故により、申立人らは、様々な地域へ避難し現在も避難生活を継続していることから、本件事故後現在に至るまで、本来受けられるはずであった地域社会からの利益を享受できないでいる。そして、特に高齢者にあっては地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いといえる。

さらに、高齢者においては、帰還ないし生活再建のために残された時間との兼ね合いで、故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態となっている。

以上のとおり、申立人らのうち、高齢者に生じた「正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」が特に大きいことは明らかである。

そこで、現在に至るまでに発生した高齢の申立人らの精神的苦痛を、現時点において改めて評価すれば、月額10万円ないし12万円では十分に慰謝されていないというべきであり、その慰謝料として、75歳以上の者については少なくとも月額3万円を加算することが相当である。

なお、高齢者が単身で避難する場合、その避難生活は更に過酷になることは明らかであるため、単身の高齢者については更なる増額がなされて然るべきではあるが、単身であることの認定及び単身期間の認定を迅速に行うことにも限界があることから、本件和解手続においては、検討の対象としないこととした。

第4 被曝不安に係る慰謝料について

1 結論

本件和解手続においては、和解の対象外とした。

2 理由

浪江町は、福島第一原子力発電所から概ね20kmないし30km圏内に位置しており、同所に非常に近接しているところ、甲第○号証によれば、平成23年3月12日午前6時の時点で、浪江町中心部に位置する大字○付近は、本件事故前より空間線量が著しく上昇している旨を読み取ることができる。

また、同日に約8000人という町民の約3分の1の人々が○地区の方面へ移動したことが認められるところ、甲第○号証によれば、○地区についても、平成23年3月15日には高線量地域となっている旨の判断が可能である。

そのような状況の中、申立人らは、本件事故発生当時は、放射性物質の飛散規模や健康に対する影響が分からず、情報も十分に入っていないまま避難し、本件事故後、マスメディアなどの情報により、浪江町のほぼ全域にわたって大量の放射性物質が飛来してきたこと、多くの町民が大量の放射性物質が飛来する場所を通過して避難をしていたことを知り、申立人ら自身及び家族が被曝したかもしれないとの不安・恐怖を抱いたことが認められる。

このような被曝に対する不安感に係る精神的苦痛は、個別の事情・行動等を検討して、別途賠償すべき損害になり得る（特に妊婦・子供）と思料するが、申立人らの本件事故当時における所在地や避難経路には様々なものがあり得るため、申立人ら全員に共通する事情として一律に被曝に対する不安感に係る慰謝料について和解案を提示することには限界がある。

したがって、別途の申立てなどにより、各人の個別事情を考慮することは格別、本件においては、迅速な解決に鑑み、和解の対象外とした。

第5 本件和解の位置づけ等

1 和解案の位置づけ

和解案提案にあたり考慮した事情は上記のとおり限定されており、今後申立人らが、別途本件で考慮することのできなかつた事情（すなわち、申立人ら全員に共通するとは必ずしもいえない個別的な事情）、例えば、要介護状態にあること、家族が離散したこと、懐妊中であること、単身であること、被曝の不安があること等の事情を主張し慰謝料の賠償を求めることを何ら妨げるものではない。

また、申立人らの中には、本件手続外で、個別事情に基づき増額された慰謝料を受け取っている者もいると推察されるが、当該増額事由と本件増額事由は別の理由に基づくものであるため、被申立人が既に増額された慰謝料を本件和解案で提案した金額から控除することも許されない。

さらに、本和解提案理由書第2に記載の慰謝料と第3の慰謝料とは、それぞれ異なる事情に基づくものであるため、両者は相互独立に加算すべきものである。従って、同一の申立人が第2及び第3の双方に該当する場合、それぞれの加算額を合算することとなる。

2 中間指針第四次追補と本件和解案の関係

平成25年12月26日に、いわゆる中間指針第四次追補（以下「第四次追補」という。）が発表され、その中で精神的損害について新たな指針が示されているが、本件和解案は第四次追補と何ら抵触するものではない。

すなわち、第四次追補は、中間指針第二次追補で支払われた5年分の慰謝料600万円のうち、平成26年3月以降に相当する部分につき、追加

賠償される1000万円から控除することを予定しているにすぎず、浪江町民の第3期の始期である平成25年4月1日から平成26年2月までの慰謝料については、第四次追補で追加賠償される1000万円との調整規定を設けていない。

そして、本件において和解の対象となっている期間は平成23年3月1日から平成26年2月末日までであり、そもそも第四次追補で支払われる1000万円との調整対象となっていない。

したがって、今後、第四次追補に基づく慰謝料の支払いがなされる際、当該金額から本件和解案に定められた金額を控除することは認められない。

第6 弁護士費用について

本件弁護士費用は、申立人らが和解により支払いを受ける額の総額の約1%である2億円（申立人の人数は1万5313人であるため、一人あたりの弁護士費用は約1万3000円となる。）が相当であると認められる。

以 上

和解案提示理由補充書

平成26年8月25日

本件について、当パネルは、平成26年3月20日に和解案（以下「本和解案」という。）を提示したが、被申立人は平成26年6月25日付被申立人作成にかかる回答書（以下「回答書」という。）で本和解案の一部を除き拒否するとの回答を行った。

回答書を見てもなお、被申立人が本和解案を正確に理解しているとは言えないので、本和解案の趣旨について、本書により補足して再度説明を行うこととする。

当パネルは、被申立人が、当センターの和解案を尊重する旨自ら誓約していることを改めて認識の上、この補充書により当パネルの和解案の真意を理解し、早期に和解が成立することを望むものである。

第1 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛について

1 浪江町民であることのみをもって一律の増額を認めたとの点について

被申立人は、本和解案を受諾しない理由として、「本和解案は、申立人ごとの個別事情を考慮することなく、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めております。したがって、本和解案は、避難指示に基づき避難した被害者に共通して発生する精神的損害を、一定の金額に評価した中間指針等と乖離するものと言わざるを得ません。」と主張している。

しかしながら、和解案提示理由書に示したとおり、当パネルは、申立人ら各人につき、それぞれ、個別事情として、「避難生活が長期化している」という事実のみならず「帰還の目途も立っていない状況」で避難が長期化することによって申立人ら各人が「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」している事実を認定した上で、これらの申立人らにつき共通して認定された個別事情を考慮し、本和解案を提案したものであり、浪江町民であることのみをもって精神的損害の増額を認めたものではない。

念のためさらに補足すると、本件は申立人らの全員が浪江町民ではあるが、だからといって、本和解案が「浪江町民であることのみ」をもって増額を認めたものと理解するのは早計である。申立人らには、浪江町民であるという点のみにおいてではなく、避難生活において共通した個別的・具体的事情が存するからこそ、申立人ら各人に本和解案に示す増額が認められるのである。すなわち、かかる共通した個別的・具体的事情、より具体的には申立人らがそれぞれの置かれた状況の下で、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難であって将来への不安が増幅している事実が認められ、かかる事実は、浪江町民であるかどうかとは別の事由である。

そして当該事実は、本件手続の申立人らから提出された主張書面、疎明資料のみならず、二度にわたる口頭審理、浪江町の現地調査等から得られた心証に基づき認定したものである。

より具体的には、当パネルは、平成26年1月31日の口頭審理（県北支所にて開催）において、〇〇市内の仮設住宅に避難している〇歳の女性（以下「a」と表記する。）、〇〇市の借上げ住宅に避難している〇歳の女性（以下「b」と表記する。）、〇〇市の借上げ住宅に避難している〇歳の男性（以下「c」と表記する。）の3名から、〇〇市内の仮設住宅においては、仮設住宅で避難を続ける〇歳の女性（以下「d」と表記する。）、〇歳の女性（以下「e」と表記する。）の2名から、それぞれの避難生活について、直接事情を聴取した。また、平成26年2月12日の口頭審理（第一東京事務所にて開催）において、〇歳の男性とその妻（以下、それぞれ「f」、「g」と表記する。）からも避難生活について直接事情を聴取した。その結果、それぞれの申立人が全員現在及び将来に対する不安について陳述したことが認められた。

その内容は、aについては、「浪江の自宅で一緒に住んでいれば、お互い助け合いながら生活できたはず」、「寂しい、悲しいことばかりですが、考えるとやっつけられないので、普段は考えないようにしています。ですが、自分の老後や家族のことが心配になり、やはり安心して暮らせる普通の生活に戻りたいとの思いは消えません。」、bについては、「浪江に戻れるかもわからず、今は仕事もなくなってしまい、家を新しく建てることもできません。宙ぶらりんの状態です。」、cについては、「部落の人達はみんな、本当は自宅に帰り

たいと言います。自宅に帰って、それぞれの家を行き来して、野菜を分け合ったり、いろいろな話をしたりしたいのです。」、「帰らないとはっきり決めた70歳代の人もあります。ただ、その人は、『浪江には帰りたくても、もう帰れない。自分ももう先が長くないから。』と言って、仕方なく〇〇に家を買ったのです。・・・いつ浪江に帰れるかわからないまま〇〇のアパートに暮らしていたら、『頭が変になる。』と言っていました。」、「自宅に帰れないのは、一番つらいことです。もし何十年か経って、自宅に帰れるときが来ても、部落の人達が全員帰ってくるということはないでしょう。」、「本当にさびしくて、くやしい気持ちです。地域の人々のつながりは、他の場所に家や土地を買っても、またすぐにできあがるようなものではありません。人間は社会的なつながりの中で生きていくものです。」、dについては、「やることもなくて、家に籠っていることも多くなりました。」、「原発事故でみんなバラバラになってしまい、避難生活が長くなって、そういうつながりも徐々に薄れてきています。」、「次男は50代ですが、・・・まだ小さい子どものこともあり、悩んでいます。」、「私も息子も、これからどういう生活になるか、先が見えません。」、「浪江町に帰れる日が来たとしても、一人では生活もできません。」、「最近、あと4年は仮設にいななければならないという噂を聞いて、それまで生きていられるか不安になっています。」、eについては、「浪江町にいたときは眠れないことなどなかったのですが、今は、寝るときに『帰るところはどこだべな』、『孫たちに会いたいけど会えないな』、『放射能があるからしょうがないな』などと、考えてもどうしようもないことばかり色々考えてしまい、眠れないのです。」、「孫たちが『怖いからお風呂一緒に入って』と言って、一緒にお風呂に入ることもしょっちゅうでした。今、そのことを思い出すと涙が出てきます」、「今は、毎日何をしてもなく一人です。体が弱ってしまったので、居間にはいつも布団を敷いて、横になってテレビを見たり本を読むしかない生活です。」、「今は、周囲に全く知り合いがいません。」、「浪江町にいたときは孫たちの面倒を見るのに忙しくて、本を読んだりすることはありませんでした。今は何もすることがなく、たまに配られる本を読むくらいしか時間をつぶすことがないのです。」、「今は、自由に動くこともままならず、どこにも出かけず、誰かと楽しく会話をすることもないので。原発事故後の私の毎日は、孤独

というほかありません。』、「毎日、ただただ弱って死んでいくだけだと思うと本当に辛いです。』、fについては、「今、私の家族はバラバラになり、私と妻、3人の子どもたちは、〇〇市〇〇区の3LDKの賃貸住宅で生活しています。両親は〇〇市〇〇区のアパートで、私の祖母は〇〇市〇〇区の叔父の家で、それぞれ生活しています。』、「原発事故さえなければ、〇という安定した仕事を捨てる必要も全くありませんでしたし、将来への見通しを持つこともできていました。私は家族を守るために仕事を辞めるという決断をしましたが、この先家族を守っていくのはとても大変なことだと感じています。』、「私自身は浪江で生まれ育ったので浪江町に帰りたいという気持ちはあります。〇でもありましたから、浪江町のために何かをやりたいという気持ちももちろんあります。しかし、娘たちの内部被ばく検査の結果を見ると、放射線量についての情報がよくわからない以上は、浪江町に帰ることはできないと妻からは言われています。私も妻の意見はもっともだと思えます。子どもたちの健康のことを考えると、もとの生活環境が戻らない限り、浪江町に戻ることはできません。』、gについては、「被曝した地域については除染作業が進められていくようですが、自宅や浪江町の放射線量が、本当に住むことができる状態にまで下がるのか、不安です。除染をしても将来どうなるかわからないという不信感、不安感がありますし、どうなるかわからない状態の場所に、娘たちを行かせるといったリスクは到底負えません。』、「娘たちは、将来、結婚して、妊娠して、出産して、母親になります。このままでは、娘たちが安心して大人になり、母親になることができません。娘の結婚相手に、被曝したことについて何か言われたらどうしよう、といった不安が頭をよぎります。子の健康を守るのは、親の義務です。今の状態では、娘たちを安心させてあげられることができません。」と、それぞれの申立人が全員現在及び将来に対する不安について陳述したことが認められた。

さらに、その他申立人らが提出する各陳述書（甲〇、甲〇～甲〇の〇、甲〇、甲〇～甲〇）、各陳述録取書（甲〇、甲〇、甲〇、甲〇、甲〇～〇、甲〇、甲〇、甲〇～甲〇、甲〇～甲〇）、各報告書（甲〇～甲〇、甲〇、甲〇）、子どもたちの声をまとめた書面（甲〇）、DVD（甲〇の〇、甲〇～甲〇）などの内容を真摯に検討した結果、申立人らにとって日々の避難生活は、ただ食事

をして生きているだけで何の楽しみもない、何もやることがなく仕方なく起きて寝てまた起きている、ストレスだけがたまるなどといったものがあった。また、何も目標が持てず、前向きになることもできず、一日が「無」の時間、生産性のない時間となってしまうている。何を頑張ればいいのかと訴える申立人も多いことが認められた。

また、当パネルは、平成26年1月31日に、○地区、浪江町大字○所在の申立人宅、浪江町中心地、浪江町沿岸部の4地点を実際に検分したが、その結果①○地区は依然として極めて高い放射線量が計測されており、人の居住に問題が存する可能性が高い状態であること、②実際に検分した避難前の申立人宅は、大家族が皆で同居していた生活ぶりがわかると共に、今は荒れ果てており、およそ人が住むに堪える状態ではないこと、③浪江町中心地も地震の影響で破壊されたままの状態の家屋が放置されており、復興の目途すら立たない状態であること、④津波被害にあった沿岸部においても打ち上げられた船舶がそのまま放置され、あたり一面がれき以外何もなく、避難の長期化の結果、その復興作業がまったく手つかずの状況が認められ、これらの認定事実からも、申立人ら全員に「帰還の目途も立っていない状況」が存在するとの確信を得た。

その結果、当パネルは、申立人らの長期化する避難生活の状況、及びそのような避難生活を強いられた中での個々の心理状態を理解し、さらに「帰還の目途も立っていない状況」の下で避難生活が継続し長期化することにより、申立人ら各人が「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」しているとの確信を得た。

すなわち、帰還の目途が立つ中での避難生活であれば、かかる帰還の時期を目安に、今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることも不可能ではないが、帰還の目途が立たない中での避難生活では、そもそも帰還を前提に人生設計を立てるべきなのか、帰還を断念して別の生活設計を立てるべきなのか見当がつかず、時間の経過とともに将来への不安が増大することは想像に難くないことから、いずれもそのような状態に置かれていると認められる申立人らが、このように「将来への不安」を「増幅」させることは当然のことであると判断した。

審理の関係上、口頭又は書面を通じて陳述を聴取等した申立人らは、本件の申立人らの全員ではないものの、多岐にわたる属性（年齢、避難先、性別など）の申立人らから事情を聴取等したものであるところ、これらの証拠からすると、その全員において共通して避難の長期化により「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」していることが認められることから、それ以外の申立人らにおいても、多少の差異はあれ、陳述を聴取等した申立人らとさほど変わらない避難生活を強いられており、これによって「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」となり、「将来への不安」が「増幅」していると容易に推認され、この推認を覆すに足りる事情は窺われない。

そうであれば、本件において陳述を聴取等していない申立人らにおいても、上記判断が妥当するものというべきである。

以上のとおり、本和解案は、申立人らの個別の事情を検討して提案するに至ったものであり、「浪江町民であることのみを理由に一律に慰謝料を増額した」ものではないことは明らかである。

2 本和解案と中間指針等の関係について

(1) 被申立人は、「本和解案において示された避難の長期化に伴う精神的苦痛は、中間指針等ですでに評価されている要素である」と主張している。しかし、中間指針等の10万円の慰謝料は、およそ自宅以外の場所で避難生活を送る人に特段の立証を要せずとも賠償される最低限のもので、仲介委員が、さらに個別事情により慰謝料を加算することができるのであり、これまでも多数の事案で和解案を提示して被申立人も応じてきたはずである。

また、中間指針等で評価されている事情は、「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態」（中間指針第3-6備考5、第二次追補第2-1（1）備考5）である一方、当パネルが考慮した事情は、「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」となっているという事実であり、両者の性質は異なる。

すなわち、「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態」が続いていても、「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」な

状態が解消することはありうるのであって、そのことを被申立人において主張・立証することにより、解消時以後の「今後の生活再建や人生設計の見通しを立てることが困難」であることによる損害賠償義務を免れることができるという点においても、両者は異なっている。

また、総括委員会が平成24年2月14日に決定した総括基準においては、第2期における中間指針第3-6備考5にいう「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」に対する慰謝料とは別に、「今後の生活の見通しに対する不安が増大したことによる慰謝料」を賠償すべきとしている（なお、第3期における慰謝料について定めた第二次追補においては、賠償すべき精神的損害は中間指針第3-6で示したとおりとした上で、第二次追補第2-1(1)備考5で、第3期における慰謝料額の増額について、「避難の長期化に伴う『いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛』の増大等を考慮した。」としている。）。

したがって、当パネルが認定した、申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」となっているという事情は、中間指針等で評価されているとは言えない。

- (2) また、仮に「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態」と「今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難」な状態との間に何らかの重複関係があったとしても、当パネルは、本件の具体的な審理を通じて、申立人らの感じている将来に対する不安は「軽減されるどころか、増加しており、より現実的、顕在化して深刻になっている」との確信を得たのであり、この精神的苦痛に対する慰謝料として、月額10万円では不十分であるとの心証を得たのであるから、本和解案は、中間指針等の存在を前提に、個別の解決を図るために提案された和解案であることは明らかである。

第2 高齢者の慰謝料増額について

- 1 被申立人は、当パネルが示した高齢者の慰謝料増額について、傷病を有していたことを条件としたうえ、対象期間を平成24年3月末日までの13か

月間について、一人月額2万円を増額するとの回答を行った。

2 被申立人が当パネルの判断に一定の理解を示したことは評価できるが、当パネルが、75歳以上の申立人に慰謝料の増額を認めた理由は、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については、口頭審理期日の結果及びその他の証拠関係等から、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められ、その精神的苦痛が特に大きいと判断したことにある。

3 被申立人は、総括基準において高齢者であることのみを精神的損害の増額事由とはしていないことなどを理由に、75歳以上の申立人全員に対する慰謝料の増額を拒否している。また、傷病という条件付きで増額を認めつつもその金額は月額2万円として本和解案より減額している。

しかしながら、本和解案は、上記のとおり、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については、突如日常生活から切り離されて不自由な避難生活を余儀なくされたことに加えて上記2の①から③までの事情が認められることから、他の申立人よりも精神的苦痛が大きいとの当パネルの心証に基づくものである。例えば、当パネルが直接事情を聴取した、a、d及びeは、正常な日常生活を送れているとはおよそ評価できる状況にはないことは明らかであり、現地調査、口頭審理その他の証拠関係も踏まえれば、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者については同様の状況にあることが推認できる。被申立人において、当パネルが本件における具体的事情を考慮せずに単に高齢者であることを理由に慰謝料の増額を判断したものと理解しているのであれば誤りといわざるを得ない。

また、総括基準には、「高齢者」という増額事由の明示はないものの、「避難生活に適応が困難な客観的の事情であって、上記（他の増額事由）の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたこと」が増額事由として明記されている。そして、上記のとおり、当パネルは申立人らの生活状況等といった本件の具体的事実を踏まえ、少なくとも75歳以上の高齢者については特にそ

の精神的苦痛が大きいために慰謝料の増額を認めたものであって、何ら総括基準に反するものではない。

なお、付言すれば総括基準は限度を定めるものではなく、具体的な事案における増額の方法及び金額については、具体的事実を踏まえた各パネルの合理的な裁量に委ねられるものである。

- 4 また、被申立人は、「避難生活の実態に照らすと、本件事故後6か月をもって、ただちに日常生活の混乱が収まったとまでは言い切れない」と述べつつ、「平成24年3月まで個別事情に基づく増額を」するとして、賠償の期間も限定している。

しかしながら、申立人らのうち、少なくとも75歳以上の高齢者の前記苦痛は、被申立人が終期とする平成24年3月末をもって解消されたとはいえず、むしろその後苦痛は増大し、本和解案提示段階においても継続しているものである。

したがって、被申立人のいう増額期間の限定についても、本件の具体的事実から乖離したものといわざるを得ない。

- 5 当パネルは、以上のとおり、単に高齢者であることのみを理由に増額をしたものではないことを、被申立人においては十分に理解されたい。

第3 集団的和解の必要性

- 1 当センターは、これまで、申立人の個別事情を考慮した上、中間指針等が定める慰謝料を増額した慰謝料額を認定することが相当と判断した場合には、増額した慰謝料額による和解案提示を行っており、被申立人もこれに応じてきた。

また、当センターはこれまでもいわゆる集団的な申立事件を解決しており、その解決方法として、特定の人物に発生している事情が、他の申立人らにも発生していると推認することができる場合は、当該事情が他の申立人らに発生していることの個別の立証なしに当該事情を認定し、賠償を行うという方法を採用し、そのような方法を経て提示された和解案について、当事者双方が受諾の意思を表明してきた。このような解決方法は、原賠法18条が、「和解の仲介」という、集団的に和解が成立することを可能とする柔軟な手続を採用している趣旨とも合致するものである。

2 本件は、申立人の人数が約1万5000人にも及ぶ規模が大きいものではあるが、原子力事故が発生すれば、このように多数の被災者と原子力事業者である被申立人との間で紛争が発生することは当然に予想されていたことであり、こうした大規模紛争を迅速に解決することは当センターに課せられた責務である。当パネルは、かかる責務に基づき本件の迅速な解決のために、これまでの集団事件の解決方法と同様の手法を用いた上で、個別事情を配慮して和解案の提案を行ったものである。こうした解決は、被申立人にとっても、約1万5000件の紛争について一回的に解決を図れるメリットがある。

それにもかかわらず、本件のような審理方法及び和解案による増額に応じないというのは、過度に形式的な対応との批判を免れがたく、被災者の保護を図ることを目的とする原賠法の下、原子力事業者たる被申立人が負うべき責務や社会的期待に反するものといわざるを得ない。

以上のとおり、本和解案は、内容及び審理方法のいずれからみても、個別事情に基づいて個々の被害者の精神的損害に対する金銭的評価をしたものであり、中間指針等に矛盾するものではなく、むしろ、「中間指針に明記されない個別の損害が賠償されないということのないよう留意されることが必要である。」との中間指針の精神を実現するものであって、それを拒否する被申立人の対応は適切さを欠くものといわざるを得ない（平成26年8月4日付け東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見参照）。

当パネルとしては、被申立人に対し、速やかに本和解案を受諾するよう強く求める次第である。

以 上

平成〇〇年（東）第〇号、第〇号、第〇号、第〇号

平成〇〇年（東）第〇号、第〇号

平成27年1月23日

勸告

第1 勸告1

- 1 頭書事件の和解案は、これまでの審理において、申立人の中には、より高額な慰謝料が認められるべき者がいることが、十分伺われるところ（具体例を示すと下記のとおりである。）、申立人らの「集団で解決する意向」を優先して、当事者の主張・立証から申立人全員について認定される事情に基づく最低限の慰謝料として、平成24年3月から平成26年2月までの慰謝料（但し、中間指針等の月額10万円ないし12万円を除く。）として月額5万円（事故当時75歳以上の申立人については、平成23年3月から平成26年2月まで月額3万円を更に加算する。）という額での和解を勧告したものである。

記

- ① 平成〇〇年（東）第〇号事件・申立人番号〇番の申立人については、75歳以上の高齢者であり、事故直後に要介護認定を受けた上、家族がバラバラとなって、単身で仮設住宅での生活を送っている等という事情が認められるため、平成23年3月から平成26年2月までの期間に限定したとしても、慰謝料（但し、中間指針等の月額10万円ないし12万円を除く。）として、平成23年3月から平成24年2月は月額3万円、平成24年3月から平成26年2月までは少なくとも月額8万円を下ることはない。
 - ② また、平成〇〇年（東）第〇号事件・申立人番号〇番の申立人については、同じく75歳以上の高齢者であるところ、本件事故により、入院中の避難を余儀なくされた上、事故がなければ、退院後、家族の助けを借りながら自宅で生活できたと思われるが、本件事故により、家族の生活基盤そのものが壊されたことにより、施設入所を余儀なくされている等という事情が認められるため、平成23年3月から平成26年2月までの期間に限定したとしても、慰謝料（但し、中間指針等の月額10万円ないし12万円を除く。）として、平成23年3月から平成24年2月は月額3万円、平成24年3月から平成26年2月までは少なくとも月額8万円を下ることはない。
- 2 被申立人は、本和解案は中間指針等に沿うものとは言い難いと主張しているが、本和解案が中間指針等から乖離するものではないことは、平成26年3月20日付和解案提示理由書、平成26年8月25日付和解案提示理由補充書に記載した通りである。
しかも、被申立人は、これまでの審理の中で、十分な反論の機会があったにもかかわらず、和解金額に達しない申立人が存在することの具体的な指摘・反証を行って

ない。

したがって、被申立人は和解案の受諾を理由なく拒否していると言わざるを得ない。

- 3 よって、被申立人は平成27年2月23日(月)までに、当パネルの和解案を受諾するように再考を求める。

第2 勧告2

- 1 一方、申立人のうち、特に高齢者に関しては、早期和解成立が望ましいことは、東日本大震災から4年が経過しようとする今日、より必要且つ喫緊の要請であると思われ、これ以上の解決遅延は憂慮すべきである。

- 2 そこで、当パネルとしては、少なくとも上記第1の1に例示した申立人を含む75歳以上の高齢者に関して、和解案の内容について、少なくとも和解案として示した賠償額を下回るような申立人がいないことを、実証的・具体的に確認する作業を行う用意がある。

具体的には、まずは平成23年3月11日時点で75歳以上であった申立人について、申立人に対し、各人の陳述書その他の資料の提出を求め、それにより各人の事情を確認することを検討している。

この作業を通じて、75歳以上の申立人について適切な解決を図ることができれば、75歳未満の申立人についても、解決の道筋が見えてくるからである。

よって、申立人に対し、当パネルが上記確認作業を行うことの可否について、平成27年2月23日(月)までに回答をするよう求める。

- 3 なお、申立人が第2の2の確認作業に同意する場合、被申立人においては、平成27年3月13日(金)までに、第1で指示した受諾拒否の再考の結果と共に、少なくとも別紙記載の申立人（口頭審理等によって直接陳述のあった申立人及び陳述書等の提出されている75歳以上の申立人を一覧にしたものである。）については、個別の諾否回答をされたい。

更に、万が一、和解案を拒否する場合は、上記申立人ごとに、陳述書の内容を踏まえたうえで、提示済みの和解案が不当であるとする個別具体的な理由を明記されたい。

以上

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 吉岡 桂輔

仲介委員 小島 延夫

仲介委員 北澤 尚登

(別 紙)

【H〇〇-〇】

申立人番号
○
○
○

【H〇〇-〇】

申立人番号
○

【H〇〇-〇】

申立人番号
○
○
○
○
○
○
○
○
○

平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号、同第〇号、同第〇号
平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号

和解案受諾勧告書

平成27年12月17日

仲介委員長 吉 岡 桂 輔
仲介委員 小 島 延 夫
仲介委員 北 澤 尚 登

頭書事件（以下「本件」という。）において提示済みの和解案（以下「本件和解案」という。）につき、当パネルは、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

被申立人は、本件和解案を全部受諾せよ。

特に、申立人らのうち別紙当事者目録記載の13名については、一刻も早く本件和解案を受諾されたい。

第2 勧告の理由

1 はじめに

- (1) 本件について、当パネルは、要旨、福島第一原発事故から1年経過以降の申立人らの精神的損害として一人当たり月額5万円（うち75歳以上の申立人には原発事故当初又は75歳以上に達した月からさらに一人当たり月額3万円）を追加することを内容とする本件和解案を提示しているが、先行提示から1年8か月以上が、後行提示からも1年以上がすでに経過してもなお、被申立人は頑なに全部受諾を拒み、依然として和解が成立していない。
- (2) 本件和解案の提示にあたっては、当パネルを構成する仲介委員全員が、申立人らが暮らしていた浪江町に赴き現地の状況に接するとともに、直接、申立人らの声を聞き、そこにあった営みとそれが失われた現状及び申立人らの避難生活を目の当たりにした。こうした審理の結果、当パネルは、先の見えない避難生活が長期化する中で申立人らの将来への不安等が大きく、深刻となっていることを知り、本件和解案が必要かつ相当であるとの確信を得た。
いうまでもなく、申立人らの年齢、性別、職業、性格、家族構成等の属性、従前の生活環境や避難生活の状況等はそれぞれ異なっており、その中で各人が抱える具体的な苦労や苦悩の内容、程度は違うものである。

しかし、申立人らはそれぞれの属性や生活の下でその形や内容は違えど、いずれもが先の見えない避難生活の長期化によって将来への不安等を増大させている。当パネルは、その意味において本件では申立人らに共通して慰謝されるべき精神的苦痛があると判断し、本件和解案を提示したものである。

- (3) これに対し、被申立人は、こうした申立人らの精神的苦痛は、帰還困難区域等からの避難者に共通するもので申立人ら固有の個別具体的な事情ではなく、中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料によって考慮されている等として、本件和解案の全部受諾を拒否している。

他方で、被申立人もまた、本件和解案の基礎たる精神的苦痛、すなわち、原発事故から年月が経過してもなお申立人らが先の見えない避難生活を余儀なくされており、こうした避難生活の長期化によって、申立人らが将来への不安等を増大させていることを認めている。それにもかかわらず、本件和解案の全部受諾を拒否することは理解できない対応といわざるを得ない。

- (4) 当センターの和解仲介手続は、仲介委員が中間指針等に明記された損害項目や金額を踏まえつつ、各人の属性等をはじめとする申立人の個別具体的な事情を考慮することによって、事案に応じた和解案を提示し、もって申立人と被申立人との間における原子力損害の賠償に関する円滑な合意形成に寄与すべきものであり、それが適切に機能することは、原発事故被害者たる申立人のみならず、その相手方当事者である被申立人にとっても望ましいものである。

被申立人もかかる理解の下、これまでに当センターの和解仲介手続において和解案を受諾してきており、本件においてのみ、その対応を異にする理由はない。

- (5) 被申立人が全部受諾を拒否した結果、本来、迅速、公平かつ適正に救済されるべき被害者たる1万5000人以上もの申立人らが、未だ本件和解案に基づく賠償の見通しも立たない状況に置かれている。加えて、本件の申立人のうち、平成27年7月30日現在、すでに365名が本件和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっている。その中には本件和解案の受諾意思を表明しながら亡くなった申立人も少なからずおり、同人らが抱いたであろう極めて無念な思いは想像に難くない。さらに、申立人らのうち2077名（但し、申立書に基づく人数）が、原発事故当時に75歳以上の高齢者であり、原発事故から4年9か月以上がすでに経過した現在において、申立人ら被害者の救済には一刻の猶予も許されない。

当パネルは、かかる事態を重く受け止めている。そして、このまま本件の解決がいたずらに長引き、今後も本件和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなる申立人が増加していくことを危惧するとともに、ひいては原子力

損害賠償制度において重要な役割を担うべき当センターの紛争解決機能自体が阻害され、多くの原発被害者救済に支障を生じることを憂慮している。

こうした懸念は、当センターの総括委員会も示すところである（別紙1・事項1及び別紙2・事項1に対する助言）。被申立人は、このような憂慮すべき事態になっていることを認識し、再度本件和解案を真摯に検討されたい。

(6) 原発事故からすでに4年9か月以上が経過し、本件和解案提示後、田村市（都路地区）、川内村（東部）、檜葉町などでは避難指示が解除され、自治体によっては帰還に向けた現実的な動きが出始めている。しかし、本件申立人らが生活していた浪江町は、いまだに避難指示解除は平成29年3月以降の予定とされ、具体的な解除見込み等も示されていない。また、復興庁、福島県及び浪江町による最新の住民意向調査（平成27年9月9日～25日実施）においても、79.5%の住民が「戻らないと決めている」又は「まだ判断がつかない」との回答を行っている状況にある。被申立人においては、このような状況についても、十分に踏まえられたい。

(7) よって、当パネルは、本書をもって、被申立人に対し、第1のとおり改めて勧告する。

(8) なお、別紙当事者目録記載の13名を含む高齢者については、申立人らに対しても、本件紛争の解決に向けた現実的な対応を期待したい。

申立人らが一律解決を希望することは十分理解できるが、審理の現状に照らし、早期の一律同時解決の実現は容易ではないとも思える。申立人ら代理人及び浪江町においては、本書を踏まえ、例えば別紙当事者目録記載の13名等の解決が特に急がれる申立人については先行して和解を進める、被申立人が受諾意思を示す部分については和解金を先に受領するなど、一人でも多くの申立人が早期に現実の賠償を受けられるよう、本件の解決に向けた柔軟な方策も検討されたい。当パネルとしては、このような方法は、決して申立人らの希望する解決と矛盾するものではないと考えている。

(9) 以上が本勧告理由の骨子であるが、次項以下において、本件の審理経過を整理するとともに、改めて当パネルの考え方等を詳述しておく。

2 本件の審理経過

(1) 当パネルは、平成26年3月20日、本件のうち、平成〇〇年（東）第〇号、同〇号、同〇号及び同〇号事件（各事件の申立人数は、それぞれ、1万1249人、2808人、733人、519人の合計1万5309人である。）について、平成23年3月11日から平成26年2月末日までの申立人らの精神的損害として、中間指針等に定める月額10万円ないし12万円に一定額を加算することを内容とする下記の和解案を提案した。

記

① 避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料

申立人ら全員について、平成24年3月11日から平成26年2月末日まで、月額5万円を加算する。

② 高齢者の日常生活阻害慰謝料増額

平成23年3月11日時点において75歳以上の申立人について、平成23年3月11日以降、月額3万円を加算し、平成23年3月12日以降に75歳に達した申立人について、誕生日の属する月以降、月額3万円を加算する。

(2) 平成26年5月26日、申立人らは上記和解案を受諾するとの回答をした。

一方、被申立人は、平成26年6月25日、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については、一定の条件・範囲で受諾するとの回答をしたものの、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料については、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めるものであり中間指針等と乖離すること（平成26年6月25日付回答書4頁）、避難の長期化に伴う精神的苦痛は中間指針等ですでに評価されている要素であり、このような理由で増額することは重複した評価であること等の理由を挙げ、上記和解案の全部受諾を拒否した。

(3) 当パネルは、被申立人が上記和解案を正確に理解していないものと考え、平成26年8月25日、和解案提示理由補充書を示し、再度、被申立人に対して上記和解案を全部受諾するよう求めた。

具体的には、上記和解案は、浪江町民であることのみをもって一律の精神的損害の増額を認めたものではなく、本件手続における双方当事者の主張・立証活動の結果、申立人らに共通する事情があるとの事実認定を経て和解案を提示したものであることについて、詳細な説明を行った。

また、中間指針等の関係についても、上記和解案の提示にあたり当パネルが認定した「申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が『今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難』となっている」という事情は、中間指針等で考慮されていないことを示した。さらに、仮に上記事情が中間指針等で考慮されているとの前提に立ったとしても、当パネルは、審理を通じて、申立人らの抱いている将来に対する不安は、軽減されるどころか増加しており、より現実化、顕在化して深刻になっているとの心証を得ており、この精神的苦痛に対する慰謝料として月額10万円では不十分と判断したことについても説明を行った。

また、平成26年8月4日には、総括委員会により「東京電力の和解案への対応に対する総括委員会所見」が示されており、これによっても、当

パネルの示した和解案が、中間指針等から乖離するものでないことが明らかにされている。

- (4) 以上のとおり、当パネルが、被申立人が平成26年6月25日付回答書で示した疑問点に対する補充説明を行ったにもかかわらず、被申立人は、平成26年9月17日、従前と同様の回答を行った。

その理由として、当パネルが認定した申立人ら全員の避難生活が長期化し、それにより、申立人全員が今後の生活再建や人生設計の見直しを立てることが困難となっているという事情は、「他の帰還困難区域等の避難指示により現在まで避難をされている方々にも当てはまるものであり、申立人様ら固有の個別・具体的事情であると認めることは困難」（平成26年9月17日付回答書（2）2頁）であることを挙げた。

また、中間指針等との関係では、当パネルが認定した事実は中間指針等で考慮済みであるという立場を維持した。

- (5) 当パネルは、平成26年12月2日、平成〇〇年（東）第〇号及び同〇号事件（各事件の申立人数は、それぞれ232人、244人の合計476人である。）について、和解案を提示した。内容は（1）と同様である。

- (6) 平成27年1月9日、申立人らは上記和解案を受諾すると回答した。

一方、被申立人は、同日、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については一定の条件・範囲で受諾するが、避難生活の長期化に伴う精神的苦痛（将来への不安等）の増大による慰謝料については拒否をすると回答した。

拒否の理由は、上記（2）及び（4）と同じであるが、これに加え被申立人は、「中間指針等により認められた慰謝料額からの増額を認めるためには、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる特段の事情が必要である」との立場を示した。

また、被申立人は、当該回答書において、申立人らの中には、総括基準（精神的損害の増額事由等について）に定める精神的損害の増額事由等に該当する可能性のある申立人もいるものと思われ、これらの点について改めて検討できる旨の意見を述べた。

- (7) 当パネルは、平成26年末頃、平成26年11月28日の時点で既に238人の申立人が死亡しているとの報道に接し、被災者のうち、特に賠償が急がれると思われる高齢の申立人について、これ以上解決を遅延することは許されないと考えた。

そこで、当パネルは、平成27年1月23日、高齢者の申立人のうち、本件において実際に口頭審理期日で意見等を述べ、又は陳述書等を提出した申立人13名について、再度和解案の受諾を検討するよう被申立人に勧告した。

なお、当パネルは、このような進行について、申立人の意向確認を行い、

平成27年4月2日に、同意するとの回答を得ている。

- (8) 被申立人は、平成27年4月20日、準備書面(3)を提出して上記13名の申立人についての回答をしたが、その内容は、当パネルが提案した和解案の諾否の検討をするものではなく、申立人13名について「日常生活阻害慰謝料の増額の可否」について検討するもの(より具体的には、総括委員会平成24年2月14日付総括基準(精神的損害の増額事由等について)に基づき慰謝料の増額を検討するもの)であり、その趣旨が判然としなかった。

そこで、当パネルは、平成27年5月1日、①上記13名の申立人について、避難の長期化により将来への不安等が増大したという事実を認めるか否か、②争わない場合、当該事実を前提にしてもなお和解案を受諾できない具体的理由、③被申立人が平成27年4月20日付準備書面(3)で述べる「日常生活阻害慰謝料の増額」と和解案諾否の関係について明らかにするよう被申立人に求めた。

- (9) 被申立人は、平成27年5月20日、上記釈明に対する回答を行ったが、その内容は下記のとおりであった。

記

- ① 13名の申立人において避難生活の長期化により将来への不安等が増大したという事情が認められることについては争わない。
- ② ①の事実は、申立人ら固有の個別具体的な事情ではなく、帰還困難区域等から避難をしている被害者に共通して認められる事情である。このような事実は、中間指針及び同第二次追補に基づく慰謝料の賠償において考慮されている。したがって和解案を受諾できない。
- ③ 以上の前提に立つと、慰謝料の増額の可否については日常生活阻害慰謝料の増額の問題となるため、準備書面(3)では、13名の個別具体的な事情を前提に日常生活阻害慰謝料の増額の可否を検討したが、さらに、避難生活における具体的な事情についての説明を受けなければ、諾否を回答できない。
- (10) 本件の審理は以上の経過をたどっており、本日現在も、被申立人は、全部受諾を拒否する姿勢を崩していない。

3 被申立人による全部受諾拒否に理由がないこと

(1) 仲介委員の裁量の範囲

ア 中間指針は「本件事故が収束せず被害の拡大がみられる状況下、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示したもの」(中間指針第1の4)であり、避難等対象者が受けた精神的苦痛(「生命・身体的損害」を伴わないものに限る。)に関する指針については、「生命・身体的損害を伴わない精神的苦痛の有無、態様及び程度等は、当該被

害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素によって著しい差異を示すものである」にもかかわらず、その「損害の有無及びその範囲を客観化することには自ずと限界がある」（中間指針第3の6備考1）ため、「中間指針においては、全員に共通する精神的苦痛につき賠償の対象とされるのが妥当と解されること」から「年齢等により金額に差を設けないこととし」（同備考2）たうえで策定されたものであり、この性格は中間指針第二次追補でも変更されていない。

このような理解は、平成24年2月23日に開催された第24回原子力損害賠償紛争審査会において能見善久会長が「ただ、審査会はこれまで何度もご議論いただいておりますように、私も申し上げますが、類型化できれば、もちろん類型化しますが、ある程度一律の基準を設けますので、審査会で示す金額というのは、そういう意味では、やはり最低のというんですか、一応共通の損害ということになるので、帰還困難区域について、慰謝料を一括賠償するといっても、その額を超える慰謝料の額というのが、ADRの方でもって追加で認めるということは十分あり得るのではないかと思います。」と述べていることとも一致する。

以上の中間指針等の性格に照らせば、仲介委員が、審理を通じて「被害者の年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を認定し、中間指針等が類型化した精神的苦痛以外の精神的苦痛を認定すること及び中間指針等が類型化した精神的苦痛に対する慰謝料を増額することは、当然認められることである。

イ この点について、被申立人は、中間指針及び中間指針第二次追補で定める慰謝料の増額については平成24年2月14日総括基準（精神的損害の増額事由等について）に従うべきであるとの立場を示し、年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素の具体的事実を考慮したうえで、中間指針等が定める慰謝料を増額することは許されないかのような主張をしている。

そこで、当パネルにおいて、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第28条2項に基づき、総括委員会に対して、別紙1「事項2」のとおり助言を求めたところ、別紙2「事項2に対する助言」のとおり助言を得ており、これによれば、平成24年3月以降の日常生活阻害慰謝料の増額事由は、同総括基準が列挙する事由に限定されず、何を増額事由とするかも仲介委員の裁量的判断に委ねられている（別紙2・事項2に対する助言）のであって、被申立人の主張は理由がないことが明らかである。

ウ 当パネルの提案した和解案は、次に示すような審理を経て、中間指針等で類型化されていない個別具体的な事情を認定した上で提示されたもの

であって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

(2) 本件に顕れた具体的事実

本件においては、申立人らによる個別具体的な主張・立証活動が行われていることは、和解案提示理由補充書2頁から5頁等に記載したとおりであり、さらに、平成〇〇年（東）第〇号及び同〇号事件においては、申立人64名分の陳述書ないし陳述録取報告書（甲〇号から〇号証）が提出されている。

これらの主張・立証により、本件申立人らについては、「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」の具体的事実が明らかになっている。

別紙当事者目録記載の13名につき具体的に言えば、平成〇年（東）第〇号事件・申立人番号〇番の申立人は、「75歳以上の高齢者であり、事故直後に要介護認定を受けた上、家族がバラバラとなって、単身で仮設住宅での生活を送っている等という事情が認められ」、同じく平成〇〇年（東）第〇号事件・申立人番号〇番の申立人は、「75歳以上の高齢者であるところ、本件事故により、入院中の避難を余儀なくされた上、事故がなければ、退院後、家族の助けを借りながら自宅で生活できたと思われるが、本件事故により、家族の生活基盤そのものが壊されたことにより、施設入所を余儀なくされている」という事情が認められる」（平成27年1月23日付勧告書）。

当パネルは、このような事実認定を経て、申立人ら各人に「避難生活の長期化により将来への不安等が増大した」という精神的苦痛が発生していると判断したものである。

なお、これらの主張・立証活動は、全て本件手続内で行われたものであり、本件申立人ら以外の他の避難者に、これらの主張・立証活動の結果認定された事実が当てはまるか否かは、当パネルの判断し得ることではない。

(3) 当パネルが認定した精神的苦痛が中間指針及び同第二次追補で考慮されていないこと

当パネルは、このように認定した「避難生活の長期化により将来への不安等が増大した」という精神的苦痛は、中間指針及び同第二次追補において、考慮（類型化）されていないと判断し、中間指針第3の6備考11が「その他の本件事故による精神的苦痛についても、個別の事情によっては賠償の対象と認められ得る」とあることから、これに基づき本件和解案を提案した。

当パネルの認定した精神的苦痛が、中間指針及び同第二次追補によって類型化された精神的苦痛ではないと判断した理由は、和解案提示理由補充書6頁及び7頁に示したとおりである。

(4) 補足

仮に、被申立人の主張するように、当パネルが認定した「避難生活の長期

化により将来への不安等が増大した」という事実が、中間指針及び同第二次追補で考慮されているとの前提に立ったとしても、被申立人が、本件和解案を拒否することは理由がない。

すなわち、中間指針等の性格は上記（１）のとおりであり、このような中間指針等の性格に照らせば、和解仲介手続を行う仲介委員が、審理を通じて認定した「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を考慮して中間指針及び同第二次追補に明記された「目安」の慰謝料以上の慰謝料を認定し、和解案を提案することは、中間指針及び同第二次追補が予定していることである。

当パネルは、このような中間指針及び同第二次追補では考慮されていない「年齢、性別、職業、性格、生活環境及び家族構成等の種々の要素」を踏まえ、平成２４年３月から平成２６年２月までに発生した精神的苦痛の程度は、中間指針及び同第二次追補で考慮されている精神的苦痛よりも大きいと判断し、本件和解案を提案している。

そして、このような本件和解案の考え方は、別紙１・事項２及び別紙２・事項２に対する助言のとおり、平成２４年２月１４日総括基準（精神的損害の増額事由等について）に反するものではない

よって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

(5) 高齢者の日常生活阻害慰謝料増額について

被申立人は、上記２（２）及び（６）のとおり、高齢者の日常生活阻害慰謝料増額については、申立人のうち傷病を有していた７５歳以上の高齢者に対して、本件事故発生時から平成２４年３月末日までの１３か月間について、一人月額２万円を増額するとの回答をしているが、その余の部分については受諾を拒否している。

しかし、当パネルが、７５歳以上の申立人に慰謝料の増額を認めた理由は、申立人らのうち、少なくとも７５歳以上の高齢者については、①相対的に環境変化への適応が困難であり、正常な日常生活の維持・継続の阻害によって生じる精神的苦痛も相対的に大きいこと、②地域社会への依存の程度が高く、地域社会から切り離されることによって増加する負担も、相対的に高いこと、③故郷に帰る見込みについて悲観的にならざるを得ない状態にあることが認められ、その精神的苦痛が特に大きいと判断したからである（和解案提示理由補充書７及び９頁参照）。

上記３（１）記載のとおり、申立人らの精神的苦痛に対し、何を増額事由とするかは仲介委員の裁量的判断に委ねられている（別紙２・事項２に対する助言）のであって、被申立人が、そのような仲介委員の裁量的判断に疑義を述べることは、被申立人自身が標榜する「和解仲介案の尊重」（平

成26年1月15日、損害賠償の迅速かつ適切な実施のための方策（「3つの誓い」）に反し、明らかに不合理な対応である。

加えて、いずれも75歳以上の高齢者である別紙当事者目録記載の13名の陳述内容等を見ても、被申立人の主張する平成24年3月末日の前後で、その被っている精神的苦痛が変化したということを伺わせる事情は一切なく、被申立人の対応はこうした本件の審理を踏まえない不合理なものと言わざるを得ない。

よって、被申立人がこれを拒否する合理的な理由はない。

4 結論

以上の理由で、第1のとおり勧告をする。

以上

(別紙)

当 事 者 目 録

	(事件番号)	(申立人番号)
1	平成〇〇年(東)第〇号	○
2	平成〇〇年(東)第〇号	○
3	平成〇〇年(東)第〇号	○
4	平成〇〇年(東)第〇号	○
5	平成〇〇年(東)第〇号	○
6	平成〇〇年(東)第〇号	○
7	平成〇〇年(東)第〇号	○
8	平成〇〇年(東)第〇号	○
9	平成〇〇年(東)第〇号	○
10	平成〇〇年(東)第〇号	○
11	平成〇〇年(東)第〇号	○
12	平成〇〇年(東)第〇号	○
13	平成〇〇年(東)第〇号	○

平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号、同第〇号及び同第〇号
平成〇〇年（東）第〇号及び同第〇号

平成 27 年 11 月 24 日

総括委員会 御中

仲介委員長 吉岡 桂輔
仲介委員 小島 延夫
仲介委員 北澤 尚登

頭書事件について、原子力損賠賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 28 条 2 項に基づき、下記事項につき助言を求めます。なお、助言は書面をもってお示しいただければ幸いです。

記

1 事項 1

当パネルは、平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号、同第〇号及び同第〇号各事件（申立人数合計 1 万 5 3 0 9 人）について平成 26 年 3 月 20 日に、平成〇〇年（東）第〇号及び同第〇号各事件（申立人数合計 4 7 6 人）について同年 12 月 2 日に、それぞれ全部和解案を提示しております。

しかし、上記各和解案に対し、被申立人は、「全部受諾」を拒否し、現在に至ってもその姿勢を崩していません。

上記各事件においては、平成 27 年 7 月 30 日時点で、365 人にも上る多数の申立人が亡くなっており、これらの方々の中には、全部和解案提示後に、和解成立を見届けることなく亡くなられた申立人も相当数含まれており（平成 27 年 11 月 13 日の報道によれば、「和解案提示からことし 5 月までに、202 人の申立人が決着を見ないまま死亡した。」とあります。）、また、詳細は不明ですが、これらの方々の多くは高齢者であったものと思われます。

このような状況のもとで、上記各全部和解案の全部受諾を拒否し続ける被申立人の対応は、当センターの「原子力損害の賠償に関する紛争の迅速かつ適正な解決を図る」（原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程第 1 条）という役割を阻害するものです。

当パネルは、全部和解案提示後、被申立人に対して、「全部受諾」するよう意を尽くして説得しておりますが、いまだ和解成立に至っておりません。

つきましては、本件について、全部和解の成立に向けた総括委員会の助言をいただきたいと存じます。

2 事項 2

平成 23 年 8 月 5 日に策定された中間指針では、「正常な日常生活の維持・

継続が長期にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」を賠償すべき損害とし（中間指針第3・6（指針Ⅰ））、その具体的な損害額の算定に当たっては、本件事故発生から6ヵ月間（第1期）については、一人月額10万円（避難場所等において生活した期間は一人月額12万円）、第1期終了から6ヵ月間（第2期）については、一人月額5万円をそれぞれ目安とし、第2期終了から終期までの期間（第3期）については、今後の本件事故の収束状況等諸般の事情を踏まえ、改めて損害額の算定方法を検討するのが妥当とされ（中間指針第3・6（指針Ⅲ））、平成24年3月16日に策定された中間指針第二次追補では、避難指示区域について、第2期を避難指示区域見直しの時点まで延長し（中間指針第二次追補第2・1（1）（指針Ⅰ））、第3期における精神的損害の具体的な損害額を、避難指示解除準備区域については一人月額10万円を目安とすること、居住制限区域については、一人月額10万円を目安とした上、概ね2年分として一人240万円の請求ができること、帰還困難区域については、一人600万円を目安とすること（中間指針第二次追補第2・1（1）（指針Ⅲ））とされていますが、中間指針第二次追補における第3期の具体的な損害額の算定に当たっては、避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等を考慮した（中間指針第二次追補第2・1（1）（備考5））とされています。

総括委員会が中間指針第二次追補策定前である平成24年2月14日に決定した総括基準（精神的損害の増額事由等について）では、中間指針第3・6（指針Ⅲ）①及び②（第1期及び第2期の具体的損害額）の金額が「あくまでも目安であるから、具体的な賠償に当たって柔軟な対応を妨げるものではない」（中間指針第6・3（備考10））とされていることから、増額という柔軟な対応をすることができる標準的な場合を定める必要がある（同総括基準（理由1））ところ、避難生活への適応が困難な客観的事情と認められる事情があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認定できる者について、日常生活阻害慰謝料（中間指針第6・3（指針Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料をいう。以下同じ。）の増額をすることができる標準的な場合を定めるのが適当である（同総括基準（理由2））として、要介護状態、身体または精神の障害、重度または中程度の持病、これらの者の恒常的な介護、懐妊中、乳幼児の恒常的な世話、家族の別離、二重生活等、避難所の多数回移動のほか避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるもののいずれかの事由があり、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きい場合には、中間指針において

目安とされた額よりも増額することができる（同総括基準（総括基準）１）とされています。

- (1) 以上のような総括基準（精神的損害の増額事由等について）の策定期間及び内容に照らせば、同総括基準は、中間指針において具体的な金額の目安が示されていた第１期及び第２期における日常生活阻害慰謝料につき、「避難生活への適応が困難な客観的事実」という視点に立って、増額事由を列記したものであって、同総括基準策定期間において、未だ具体的な算定方法が検討されていなかった中間指針が定める第３期（平成２４年３月から終期まで）における日常生活阻害慰謝料について、同総括基準が存することを根拠として、その増額事由が同総括基準が列記するものに限定されると解すべきものではないと考えますが、かかる理解のうえに立って和解案を作成・提示することは差し支えないかどうかご助言ください。
- (2) 総括基準（精神的損害の増額事由等について）が増額事由として念頭においている「避難生活への適応が困難な客観的事実」は、その内容や同総括基準の策定期間に照らし、中間指針第二次追補において第３期の具体的な損害額の算定に当たって考慮された『避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等』（中間指針第二次追補第２・１（１）（備考）５））に対する慰謝料についての増額事由として位置付けられるべきものではないと解されること、第３期の賠償額が中間指針第二次追補においても「目安」とされていることからすれば、中間指針第二次追補が定める第３期（浪江町については平成２５年４月から終期まで）の損害額の算定に当たり考慮された『避難の長期化に伴う「いつ自宅に戻れるか分からないという不安な状態が続くことによる精神的苦痛」の増大等』に対する慰謝料についても、同総括基準が定める事由以外の増額事由が観念されますが、その標準的な事由が総括基準をもって定められていないため、和解案の提示に際し、何を上記増額事由として和解案を作成するかについては、個別具体的な事案の内容に則した仲介委員の裁量的判断に委ねられていると理解しております。かかる理解のうえに立って和解案を作成・提示することは差し支えないかどうかご助言ください。

以上

平成〇〇年（東）第〇号、同第〇号、同第〇号及び同第〇号
平成〇〇年（東）第〇号及び同第〇号

平成27年12月2日

仲介委員長 吉岡 桂輔 殿
仲介委員 小島 延夫 殿
仲介委員 北澤 尚登 殿

総括委員会

頭書事件（以下「本件事件」という。）について、貴パネルから平成27年1月24日付けでされた助言の求めに対し、下記のとおり助言します。

記

1 事項1に対する助言

本件原発事故による被害は、その規模、範囲等において未曾有のものであり、当センターは、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）に基づき、その賠償に関する個別紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく、和解仲介手続において仲介委員が事案を審理した上で和解案を提示し、もって、申立人と東京電力との間における原子力損害の賠償に関する円滑な合意形成に寄与すべき役割を担っている。

本件事件のようないわゆる集団的申立てにおいても、このような当センターに課せられた役割は異なるものではなく、貴パネルもこのような理解に立って、多数の申立人らから、個別の事情を聴取するなどして事案の審理をした上、申立人全員についての「一律」の解決を強く希望する申立人らの意向をも踏まえ、上記のような個別審理の結果、申立人全員、あるいは高齢者の申立人全員にそれぞれ共通して認められると推認される限度での和解案を提示し、それに対して、被申立人が、申立人らに対して「一律」の和解案であることに難色を示し、「全部受諾」に至っていないものと承知している。

被申立人が、自ら「迅速な賠償のお支払い」「きめ細やかな賠償のお支払い」「和解案の尊重」を宣言しておきながら、本件事件のように「全部受諾」を拒否することの問題点は、平成26年8月の当委員会の所見において指摘したところであるが、更に本件事件においては、先行する和解案提示からはすでに1年8月が経過するとともに、和解案提示後、既に和解成立の報に接することなく多数の申立人が亡くなっているという事態が発生している。

これは、紛争の迅速かつ適正な解決を図るべく申立てを行ったにもかかわらず

ず、その解決の見通しが立たないという憂慮すべき事態を約1万5000人の申立人らに生じさせ、また、亡くなられた申立人の方々やその関係者に極めて無念な思いをさせたにとどまらず、原賠法が予定する和解仲介手続を含む原子力損害に対する賠償システム自体の信頼性を大きく揺るがすおそれがある極めて憂慮すべき事態であるといわざるを得ない。

貴パネルにおかれては、本件事件においてそのような憂慮すべき事態となっていることについて、改めて、当事者双方に対し、自覚及び問題意識を持たせるとともに、当事者とも協同し、高齢の方から順次可及的速やかに必要な賠償が行われるようにする等、様々な方策を柔軟に模索して本件事件が解決に向けて前進するよう、当事者双方に対する強力な働き掛けをお願いしたい。

2 事項2に対する助言

(1)、(2)とも、貴パネルの理解のうえに立って和解案を作成・提示することに差し支えはない。

以上

連絡書

平成28年7月6日

申立人ら代理人 弁護士 ○○ ○○ 先生 (FAX ○○-○○○○-○○○○)
被申立人代理人 弁護士 ○○ ○○ 先生 (FAX ○○-○○○○-○○○○)

【事 件】 事件番号：平成○○年（東）第○号、同第○号、同第○号、
同第○号、平成○○年（東）第○号、同第○号

【送信枚数】 本書を含め5枚

仲介委員の指示により御連絡いたします。

1 書面の提出期限について

平成28年6月13日の進行協議期日において、13名の申立人のうち、解決可能な申立人から順次解決を図るとの方針を示しましたが、申立人代理人及び被申立人代理人におかれましては、この方針に関する意見を平成28年8月1日までに書面で御提出下さい。

2 進行協議で示した方針の補足説明

上記進行協議期日で示した方針は、平成27年1月23日付勧告書及び平成27年12月17日付和解案受諾勧告書で示している方針を変更するものではありませんが、仲介委員の考えを正確に伝えるため、申立人Aを例に進行方針を下記に示します。

記

当パネルは提示済みの和解案について変更をしないが、和解案対象期間中に次のような申立人A固有の個別具体的な事情があることから、被申立人の立場に立っても、和解案を受諾する十分な理由があると考えられる。すなわち、下記の事実からは、平成26年3月20日提示の和解案記載の通り、合計228万円（内訳 月5万円×24か月分及び、月3万円×36か月分の合計額）を優に超える損害が認められる。

従って、被申立人は、添付の契約書案記載の和解案の受諾を検討されたい。被申立人からは、「本件事故当時同居されていた息子様、奥様、お孫様らと別居を続けざるを得なかったご事情」が不明であるとの指摘及び「疾病の症状の避難生活への影響等」が不明であるとの指摘があるが、外形的事実が明らかであるから、これを前提に検討されたい。

申立人からは既に受諾の回答が出ているところ、上記のとおり、Aに提示した和解案を変更する意思はないので、他の申立人に先んじて添付の契約書案に調印できるか検討されたい。

- ① 申立人は約50年間、浪江町所在の申立人宅で生活し（甲○）、農業を営んでいた（申立人第8準備書面）ところ、申立人は他に移り住む当てもなく（甲○）、申立人

宅のあった地域は、避難指示解除準備区域に設定されたにもかかわらず、和解案提示期間中避難指示解除の見込みが立っていないこと（提示理由書2頁・第1の2(2)、受諾勧告書3頁・第2(6)、申立人第7準備書面8頁～11頁・第3等）。

- ② 申立人は、事故当時〇歳という高齢であり、且つ要支援〇（平成23年3月25日）、要介護〇（平成23年10月1日）と認定され（申立人作成に係る平成28年3月22日付回答書）、また、〇、〇症、〇症の持病もあり、その他月に1回、〇、〇、〇などについて受診していることに加え、〇の処方を受けておりこれらの持病があることもうかがわれること（被申立人準備書面(4)）。
- ③ ②のような申立人が、事故直後から平成23年8月までの間8回にわたり避難所を移動していること（被申立人準備書面(6)）
- ④ ②のような申立人が、息子家族（息子、息子の妻、孫3名）と別れ、また、友人達と切り離され、いつまで住めるか判然とせず、従前の住宅環境とは大きく異なる仮設住居（従前の住まいは194.〇〇㎡であったが、仮設住宅は平成24年6月までは19.〇〇㎡、以後は29.〇〇㎡である。）にて、一人（単身）で、極めて不慣れた避難生活（申立人は、風呂にすら入ることができていない。）を続けていること（申立人第8準備書面、甲〇）。
- ⑤ 上記①ないし④の事情を持つ申立人が「今は、自由に動くこともままならず、どこにも出かけず、誰かと楽しく会話することもないので。原発事故後の私の毎日は、孤独というほかありません。」と具体的に陳述していること（甲〇）。

3 本連絡書面の趣旨

本件において、平成26年3月20日に提示した和解案を申立人らが受諾し、被申立人が一部を除き和解案の受諾を拒否したものの、被申立人が和解案尊重義務を自ら宣誓していることから、2年3か月間、拒否部分について本件の解決に向けた審理を継続してまいりましたが、前回口頭審理期日においても、被申立人は全面受諾の意思がないことを明確にしております。そのような中、本件の解決に向けてできることは、上記方針に従い、また、高齢者から具体的な検証作業を行う中で、一部の申立人についてからでも和解を成立させ、賠償を実現することであると考えます。

特に高齢の一部の申立人について和解を成立させることは、上記和解案受諾勧告書第2の1(5)で示した通り、申立人の救済及び迅速な紛争解決の観点から極めて重要であると考えております。

総括委員会の平成26年8月4日所見によれば、「和解仲介の手續においては、手續を主催する仲介委員が、当事者双方からの主張・立証により認められる当該事案の具体的事実関係の下で、相当因果関係が認められる損害を賠償の対象とし、和解案を提示している。すなわち、和解仲介手續において仲介委員が提示する和解案に、上記のような、中間指針等から乖離したものあるいは客観的事実からすると原発事故との相当因果関係が明らかに認めがたいものは存在しない」とあります。そして、本件審理において明ら

かになった上述（①～⑤）の具体的事実関係を前提とすれば、相当因果関係が認められる損害として、中間指針等に基づいて支払われる慰謝料とは別に、前記の通りAに対して228万円を優に超える損害が発生していることは明らかであると言えます。被申立人代理人におかれましては、上記のような観点から上記方針に基づき、本書面添付の和解契約書に調印できないか、ご回答ください。

また、申立人代理人におかれましては、被申立人が本書面添付の和解契約書に調印可能と回答することを前提に、その場合、調印をすることが可能か否かご回答ください。

4 以上よろしくお願いたします。

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争和解仲介室
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-5-13(第8 東洋海事ビル)
TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇/FAX:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

調査官 ○ ○ ○ ○

調査官 ○ ○ ○ ○

連絡書

平成29年9月20日

申立人ら代理人 弁護士 ○○ ○○ 先生 (FAX ○○-○○○○-○○○○)
被申立人代理人 弁護士 ○○ ○○ 先生 (FAX ○○-○○○○-○○○○)

【事 件】 事件番号：平成○○年（東）第○号、同第○号、同第○号、
 同第○号、平成○○年（東）第○号、同第○号

【送信枚数】 本書を含め4枚

仲介委員の指示により御連絡いたします。

被申立人代理人におかれましては、下記内容を踏まえ、申立人B氏について、本書面添付の和解契約書に調印できないか平成29年10月10日までに書面でご回答ください。

記

当パネルは提示済みの和解案について変更をしないが、和解案対象期間中に次のような申立人B固有の個別具体的な事情があることから、被申立人の立場に立っても、和解案を受諾する十分な理由があると考えられる。すなわち、下記の実事からは、平成26年3月20日提示の和解案記載の通り、合計228万円（内訳 月5万円×24か月分及び、月3万円×36か月分の合計額）を優に超える損害が認められる。

- ① 申立人は浪江町で出生し、○で働いた後、昭和○年ころに浪江町に戻り、約○年間浪江町所在の申立人宅で生活していた（甲○・1頁、申立人第8準備書面・2頁）ところ、申立人宅のあった地域は、居住制限地域に設定されたにもかかわらず、和解案提示期間中避難指示解除の見込みが立っていないこと（和解案提示理由書2頁・第2の2(2)、和解案受諾勧告書3頁・第2(6)、申立人第7準備書面8頁～11頁・第3等）。
- ② 申立人は、事故当時○歳という高齢であり、且つ要支援○（平成27年2月9日）、と認定され（申立人平成28年3月22日付回答書）、また、○症、○症等の持病があり（被申立人準備書面(3)4～5頁）、その症状についても、手押車なしに100メートル歩くことも困難であること（甲○の○・2頁）。
- ③ ②のような申立人が、事故直後から平成23年4月までの間○回にわたり避難所を移動していること（被申立人準備書面(6)3～4頁）。
- ④ ②のような申立人が、事故の数年前から足を悪くし、平成23年5月に○病と診断された夫に対して、外出の際の見守り等の介護を行っていること（甲○・2頁、7～8頁、甲○の○、被申立人準備書面(4)4頁）。
- ⑤ ②のような申立人が、隣に住んでいた弟夫婦と別れ、また、友人達と切り離され、いつまで住めるか判然とせず、従前の住宅環境とは大きく異なる高層マンションタイ

プの避難先である○（従前の住まいは107.00㎡の広さがあったが、○は独身用の1DK）にて、一人で夫の介護をしながら、年をとって体の動きが思い通りにならなくなってきたこともあり、非常に狭い台所のため火にかけていた鍋をこぼし腕に火傷をおってしまうなど極めて不便な避難生活を続けていること（申立人第8準備書面2頁、甲○・7頁）。

- ⑥ 上記①ないし⑤の事情を持つ申立人が「避難生活にはたくさんの不安があり、夫は○で呆けてしまっているので相談もできないため、あまりの不安で夜も眠れなくなる日が度々あります」と具体的に陳述していること（甲○・8頁）。

以上

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争和解仲介室
〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13(第8東洋海事ビル)
TEL:00-0000-0000/FAX:00-0000-0000

調査官 ○ ○ ○ ○

調査官 ○ ○ ○ ○

正誤表

和解案提示理由書（補足）に一部誤りがありましたので、以下のように訂正させていただきます。

p1 1 本件の審理経過

(正)	(誤)
(1) 頭書事件は、浪江町の住民 <u>1万579</u> <u>1人</u> （ただし、申立時点の人数）が申立 人となり、本件事故により発生した精神 的苦痛に対する慰謝料として、・・・	(1) 頭書事件は、浪江町の住民 <u>1万531</u> <u>3人</u> （ただし、申立時点の人数）が申立 人となり、本件事故により発生した精神 的苦痛に対する慰謝料として、・・・